

意見の概要	措置内容	措置状況
(1) 個人等への貸付 イ 債権管理を適正に行うべきもの (ア) 債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、履行期限後 20 日以内に督促状を発して督促しなければならず、督促した後相当の期間を経過しても履行されないときは強制執行その他法令に定めた措置をとらなければならない（地方自治法施行令（以下、「自治令」という）第 171 条、債権の管理に関する条例（以下、「債権管理条例」という）第 2 条、第 7 条）が、下記のような改善を要する事例が見受けられた。 ・法令に定められた督促を行っていないもの ・未納者に対し、督促等の必要な措置をとっていないもの ・郵便物が返戻となったものについて、転居先等を調査していないもの ・連帯保証人に対する請求を行っていないもの ・督促等の実施状況や交渉の経過を記録していないもの 適正な措置を講じることにより、債権の保全及び回収に努めるべきである。（療養資金貸付・身体障害者更正資金貸付・看護学生修学資金貸与・神戸市奨学金・地域改善対策奨学金）	(ア) （身体障害者更正資金貸付） 平成 20 年度において、債権管理のための基礎資料の整理を行い、収納状況の確認、督促状の発行等が行える身体障害者更生資金貸付金債権管理システムを整備し、経過記録をシステムに残すようにしている。 平成 21 年度以降、当該システムに基づき、居所を把握している債務者に対して、督促を行うとともに債務者が死亡等した場合は保証人に対して請求等を行っている。 （保健福祉局障害福祉課） （看護学生修学資金貸与） 市民病院は平成 21 年度より地方独立行政法人へ移行している。 なお、同法人では、管理台帳に債権の状況を随時記録し、未納者に対しては各月初めに督促等の必要な措置を講じている。 また、滞納者へは、引き続き連帯保証人に対して文書や電話による督促を行っていると聞いている。 （保健福祉局地域医療室）	措置済 他の方法で対応
ウ 委託業務について適正に管理すべきもの 貸付及び償還の業務を第三者に委託している場合であっても、委託者は事業の主体として未納の状況について正確に把握し、必要な対策を講じるべきであるが、受託者からは未償還金の総額の報	ウ （要保護者緊急援護資金） 平成 21 年度より、新制度に移行し、指摘の事項については対応済み。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
告を受けているだけであり、未納者の内訳や債権管理の状況について把握していない事例が見受けられた。 未納者に関する基本的な情報を把握し、未償還金に関する事務処理基準を作成して指導を行うなど、適正な債権管理に努めるべきである。 （要保護者緊急援護資金） エ 書類が保存されておらず、債権の内訳が不明なもの （イ）回収の見込がないものについて帳票類を破棄したため、債権の一部について内訳が不明となっている事例が見受けられた。 令に従った適切な整理の方法を検討すべきである。（要保護者緊急援護資金）	（保健福祉局保護課） エ （イ）平成21年度より、新制度に移行し、指摘の事項については対応済み。 （保健福祉局保護課）	措置済